

## 令和7年度第1回春日井市地域自立支援協議会議事録

1 開催日時 令和7年8月5日（火）午後2時～午後4時

2 開催場所 文化フォーラム春日井 会議室AB

3 出席者

### 【会長】

田代 波広 （障がい者生活支援センターJHN まるる 尾張北部圏域地域アドバイザー）

### 【職務代理人】

牧瀬 英幹 （中部大学）

### 【委員】

水野 裕也 （相談支援センターえーる）

足立 智成 （障害者支援施設 夢の家）

浅野 京子 （春日井こども発達支援センターてくてく）

坂本 宣弘 （春日井市医師会）

渡辺 綾野 （春日井市民病院医療連携室）

沢田 泉美 （春日台特別支援学校）

佐藤 幸子 （神屋小学校）

原 雅恵 （春日井公共職業安定所）

山本 松壽 （春日井地域精神障害者家族会むつみ会）

輿石 真由美 （春日井市肢体不自由児・者父母の会）

長谷川 正彦 （春日井市地域包括支援センター松原）

鈴木 俊光 （春日井市民生委員児童委員協議会）

### 【欠席】

夏目 恵子 （春日井保健所）

### 【障がい者生活支援センター】

井野 夢有希 （基幹相談支援センターしゃきょう）

吉村 人哉 （基幹相談支援センターしゃきょう）

正木 誉礼 （春日苑障がい者生活支援センター）

中村 公 （春日苑障がい者生活支援センター）

的場 優 (障がい者生活支援センターかすがい)  
宮原 香苗 (障がい者生活支援センターJHN まるる)  
上田 薫 (障がい者生活支援センターJHN まるる)  
住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあっとわん)  
下畠 有美 (障がい者生活支援センターあっとわん)  
高見 枝美子 (障がい者生活支援センターなないろ)

#### 【傍聴】 8名

#### 【事務局】

神戸 洋史 (健康福祉部長)  
清水 栄司 (障がい福祉課長)  
林 政男 (障がい福祉課長補佐)  
相澤 八重 (障がい福祉課長補佐)  
杉本 裕昭 (障がい福祉課障がい福祉担当主査)  
稻垣 雄介 (障がい福祉課障がい福祉担当主査)  
金野 貴成 (障がい福祉課認定給付担当主査)  
竹内 智也 (地域共生推進課重層的支援担当主査)  
前澤 早苗 (障がい福祉課主事)  
矢野 由季子 (基幹相談支援センターしゃきょう)  
中山 翔太 (基幹相談支援センターしゃきょう)

#### 4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) 地域生活支援拠点等及び障がい者虐待の報告について
- (4) その他

#### 5 会議資料

資料 1 令和 7 年度春日井市地域自立支援協議会委員名簿  
資料 2 春日井市附属機関設置条例 (抜粋)  
資料 3 春日井市地域生活支援事業規則 (抜粋)  
資料 4 春日井市地域自立支援協議会要領  
資料 5 春日井市附属機関等の設置等に関する指針 (抜粋)

- 資料 6 令和 7 年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会構成員
- 資料 7 春日井市地域自立支援協議会年表
- 資料 8 令和 7 年度春日井市地域自立支援協議会部会・連絡会の取り組みについて
- 資料 9 障がい者生活支援センター集計（令和 5 年度、令和 6 年度）
- 資料 10 障がい者生活支援センター相談に関する報告（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月）
- 資料 11 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- 資料 12 令和 6 年度基幹相談支援センターしゃきょう事業報告
- 資料 13 当事者団体連絡会の報告
- 資料 14 医療的ケア児等支援部会の報告
- 資料 15 運営会議の報告
- 資料 16 地域生活支援拠点等の報告
- 資料 17 障がい者虐待の通報・届出状況について（令和 5 年度、令和 6 年度）
- 資料 18 障がい福祉サービスの利用状況について
- 資料 19 精神障がい者の福祉サービスの利用状況、差別解消等について
- 資料 20 障がい者虐待の通報・届出状況について（令和 3 年度、令和 4 年度）
- 資料 21 事前質問と意見

## 6 議事内容

議事に先立ち、委嘱状の交付、部長あいさつ、委員の自己紹介、事務局紹介を行ったあと、会長及び職務代理者の選出を行い、会長に田代委員が互選され、職務代理者に牧瀬委員が指名された。また、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

### ◆議題 1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(田代会長)

春日苑障がい者支援センター（以下「春日苑」という。）の報告に関して、輿石委員から意見頂いています。輿石委員から詳細をお話しいただきます。

(輿石委員)

外出準備中に足を捻挫したことによって、動けなくなりました。お弁当の準備をしていたため、食事には困りませんでしたが、家族が帰ってくるまで外と連絡ができない中、障がいのある子どもと二人きりで過ごしていました。

(田代会長)

家族がケガにより意識がなくなる等、さまざまな場合が想定されるので、本人だけではなく、家族を含めたネットワークを作る必要があります。

今回の春日苑の事例は、ひとり暮らしの身体障がい者の方から「転んだけどどうしよう」という相談があったそうです。命に関わる場合は救急車を要請しますが、支援者としては、その程度のケガの場合に救急車を呼んでいいか判断に迷う部分があるとのことです。ケガ等をされた家族が連絡手段にたどり着けるか、ということも関係すると思います。このような場合においては、日頃から地域の方と顔の見える関係を作るといいと思います。世帯ごとに緊急度合いが異なるため、地域の方々も含めて日頃から準備が必要という意見でした。

春日苑から、その後のネットワークづくりについて補足していただきます。

(春日苑相談支援センター 正木相談員)

現時点では進捗はなく、引き続き声掛けを続けています。

(田代会長)

地域のネットワークづくりが進んだことがあれば、また報告してください。

次に、山本委員から障がい者生活支援センターかすがい（以下「かすがい」という。）の報告について意見を頂いております。山本委員、補足ありますか。

(山本委員)

ネット社会の中で、金銭管理の幅が拡大していることがよく分かりました。

当事者に1番近い保護者も勉強しなければ、大きな問題に巻き込まれることが想定されるため、ぜひ講演会のような場を設けていただきたいです。

(田代会長)

SNSについて、他市町村において勉強する企画がありました。自立支援協議会でも、勉強会等の開催を検討していきます。

今回の論点は、金銭管理の事業である日常生活自立支援事業において、通帳を預かった場合でも、本人の権利が守れないことです。通帳から金銭の引き落としがあれば、金額の把握ができますが、このような場合は通帳を経由することなくお金を使うことが可能であり、金銭管理の担当者が歳出を把握できません。

安直に自己破産させることもできない。成年後見制度を利用があれば取消し権の執行も可能ですが、制度の利用が広まっていない現状があるため、まずは支援者や家族が学ぶことが必要だと考えます

次に水野委員から、かすがいの報告について御質問頂いています。このことについて、かすがいからご報告いただきます。

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員)

本人は、先の見通しを持つことが苦手なご様子でした。支援者が本人の意向をお聞きする際は否定することなく、本人に寄り添った対応をしていました。本件は情報や見通しがないと選択もできないケースだと判断し、出産と墮胎のそれぞれの見通しを本人の特性に合った伝え方で説明をしました。特に、学校は、複数の先生が本人へ説明をすることで伝え方に偏りがないよう工夫していただき、障がいのある保護者の方に対しても、支援体制について説明をしていただきました。各選択のイメージが理解できた時点で、本人から「墮胎する」と共有があったケースでした。

(田代会長)

決して一方的でもなく、誘導もなく、複数の先生方や関係者で説明を繰り返した上で本人が判断した事例でした。水野委員いかがでしょうか。

(水野委員)

日々利用者と接していると、大小さまざまな意思決定の場面があります。イメージすることが難しい方については、一度体験した後に選択してもらうことが多い

いですが、体験が難しい場合に、意思決定をどのようにしているのかと思い、質問させていただきました。支援者がメリットデメリットを伝えながら丁寧に伝えていく中で、そのような決定をされたと思いました。

(田代会長)

重要な選択の機会なので、今後時間があれば詳細をお聞かせください。

教育関係者の沢田委員、佐藤委員から意見をいただきます。

(沢田委員)

この事例の内容は、命に関わる大きな事案ですが、本人たちの意思決定が必要な場合においては、小さな事案についても、学校が誘導するのではなく、保護者の方に同席いただき、細かいところから説明をして意思決定を促します。

同じ職員から同じ質問ばかりでは、その意思決定が本当に本人の意思か分からぬ場合があります。そのため、必ず複数の職員で対応し、様々な角度から質問をしています。一度意思決定がされたとしても、翌日変わっていることもあるため、複数回において確認をとり、意思決定を行うことが、本校で多く見られる意思決定支援の状況です。

(田代会長)

意思決定支援のガイドラインにおいても、同様の記載があります。各職員との関係性で回答は全く違います。翌日に確認すると前日と意思が違うこともあるため、何度も意思を確認することが必要です。

(佐藤委員)

このようなことは、中学生や小学校高学年の児童にも起り得ることです。

このケースは高校生であるため、本人の意思を尊重し周りが支えることが可能ですが、例えば小学生の本人が産む選択をしたとしても、児童に選択の責任がとれるかを考えたときに、全ての責任を負わせることは難しい現実があります。そのため意思決定支援については、本人の責任能力や年齢に応じた、意思の尊重の仕方があると思います。

生きていくことは日々選択していくことであるため、障がいのある小中学生が日頃から自分で選択する経験を積ませて、自分を好きでいること、自分らしくありたいと思える状況をつくることも、大事だと思います。その両方の兼ね合いを教育の場で大事にしていきたいと思っています。

(田代会長)

年齢によって対応が違うということでした。今後子どもの権利擁護についても、勉強していきたいところです。

次に、山本委員から、障がい者生活支援センター JNH まるる（以下「まるる」という。）の報告から意見を頂いております。年金の不支給問題につきましては、春日井市だけの問題ではありませんが、2023 年までは支給率に大きな変動はありませんでしたが、不支給が急に増加しています。障がい年金の支給率について、まるるにお話いただきます。

(障がい者生活支援センター JHN まるる 上田相談員)

まるるでは、年間 20 件から 30 件の年金相談に対応しています。2024 年度は、支給結果まで把握しているケースが 15 件あり、内 5 件が不支給決定でした。2023 年以前はほとんど不支給決定がなかったため、かなり多い数字です。令和 7 年は計 3 件の申請を行い、全て支給が決定しています。

報道以前に障がい年金を申請した際の診断書に関して、診断書裏面の日常生活状況がもう同じような内容でかつ同じ点数でありながら、支給の可否が分かれたものがありました。不支給の理由について納得できないケースも多かったです。不支給に至った原因を考え、今後の申立書の内容に反映すること、担当医に生活状況をまとめてお伝えする際に、適切に反映できるようにしていきます。

(田代会長)

まるるが支援したケースでも不支給決定があり、同じ点数でありながら不支給になったケースがあるということでした。

春日井市ののみの問題ではないですが、支援者としては引き続き注視すべき問題だと思っています。生きていくために年金が必要な方に行き渡るのか分からない

ことは障がい者の方にとって重要な問題だと思います。医療関係の委員から一言いただけますか。

(坂本委員)

医師会として御説明はできないのですが、一医師としては、書類を書くことといったしまして、今までの経緯は抑えつつ、現状を正確に伝えることは基本のことであり、確実にされていると思います。この件については、センター長と担当医とのやりとりが適切にあったのか疑問があります。一医師の意見としては、年金支給センター側の問題が大きかったのではないかと思います。

(田代会長)

皆さんで注視をしていきたいと思っております。

次に、まるるの報告について、浅野委員から意見をいただいております。今回御報告の中に重層的支援に関わる事案が多くありました。ケースによって介入の必要時は異なると思いますが、その必要時のために、本人同意がなくても、関係機関が連携をし、必要なときに動ける体制づくりが浸透してきたと思います。浅野委員から何か補足をお願いします。

(浅野委員)

この必要時とは、誰にとっての必要時か、考える必要があると思います。また、それぞれの必要時が、個々の課題なのか、地域全体の課題なのかを考えしていくことが、自立支援協議会の開催の趣旨である個々の課題から地域課題への抽出に繋がると思います。

この課題から何かが始まるような内容であったので、細かく取り扱っていけると良いと思います。

(田代委員)

事案から課題を抽出できるよう、事例の紹介をしていければと思います。重層的支援の担当の地域共生推進課から、意見をいただきます。

(事務局)

先日の開催した支援会議では、地域の中で孤立している世帯の方が、放課後等デイサービスに居座り、子どもたちも怖がっている事案について、議論しました。本人の了承の下で進めたかったのですが、本人が支援を拒否されたため、地域の自治会長、民生委員、保健所の方に御出席頂きました。本人の了解が得られない中でも、地域の困り事として、考えていただくきっかけとなりました。

(田代会長)

以前から知っていた地域の方も、支援会議の開催によってより詳しく知れた事例でした。今後事例があれば、御紹介して議論していきます。

続いて輿石委員から、障がい者生活支援センターあっとわん（以下「あっとわん」という。）からの御報告について質問をいただいています。

この事例について詳細を確認したところ、この保護者の方は、子どもが医療的ケアを要していて、疾患や難病を考慮すると感染症等が心配で気軽に子育てセンター等に行けないという、個別性の高い相談であり、気軽に集える場所がないと感じた保護者の方がいた場合、ニーズに答えづらいという意見でした。その中で、皆さんで情報を出し合いながら、自助グループの情報提供ができるといいということでした。補足あればお願いいいたします。

(障がい者生活支援センターあっとわん 住岡相談員)

医療的ケアの有無にかかわらず、「小さい子どもが気軽に室内の遊び場に行きたいと思っても行ける場所がない。」というお話があります。その場合、「どこか連れて行きたけどいい場所ないか。」という相談や、「疾患名ごとの集まりがないか。」というお問合せがあります。障がいを持つ子の保護者同士をつなぐ機関の御紹介ができないことがありました。

(輿石委員)

障がい受容がない状態だった場合、保護者の子育てセンター利用に抵抗があるのではないかと思い、御質問いたしました。

(田代委員)

障がい受容について、児童発達支援センターにおいて、保護者の方とお話しする中で何かありますか。

(浅野委員)

児童発達支援センターとして、過去の経験を元にお話しさせていただくことがあります。しかし、保護者の障がい受容の段階においては、保護者の気持ちを重要にする観点から、こちら側の意見を出さずに、まずはお聞きすることを大切にしています。今回のような保護者についても、より慎重に聞き取る必要があると感じています。

(田代会長)

現在、春日井市内に児童発達支援センターは3か所あるので、障がい受容の第一歩として、当事者団体とつないで頂ければと思います。

#### ◆議題2 「連絡会及び部会の報告について」

(田代会長)

資料12-2について、輿石委員から、子どもの支援について意見をいただきました。基幹相談支援センターしゃきょう（以下「しゃきょう」という。）からご回答いただきます。

(基幹相談支援センター しゃきょう 井野相談員)

巡回した相談支援事業所に確認したところ、視覚障がいが理由で利用につながらなかったとのではなく、事業所の送迎の時間や場所の理由から、利用に繋がらなかったとのことです。対象児は地域の学校に所属していますが、盲学校が主催している訓練等に定期的に参加しているそうです。

(田代会長)

支援を行う公的な資源があったということでした。

放課後等デイサービスは障がい種別による受け入れ制限がないため、法律上は支給決定がされた場合、誰でも利用できます。しかし、それぞれの事業所が特徴や方針があるため、場合によっては受け入れが拒否されることがあります。受け入れの努力なく、利用を断ってしまうと、サービス提供拒否に当たります。

自立支援協議会において、障がい福祉サービスの利用にあたり、障がいの重い方や他者に影響を及ぼしてしまう方は、サービス利用を断られることが課題として上がっているため、この問題は引き続き考えてく必要があると思います。サービスの質や事業所の体制の問題について、事業所に任せきりにするのではなく、自立支援協議会において、事業所の質の向上のための研修や企画を開催することを、考える機会を輿石委員から頂いたと思います。

次に、輿石委員からいただいた意見について、しゃきょうからご説明いただきます。

(基幹相談支援センター しゃきょう 井野相談員)

相談支援事業所に確認したところ、実際に親子で入所した事例はありませんでした。施設の情報提供をしたとしても、いざ入居するとなった際、親子の意向が合わないこと、手続上の煩雑さから、実際に入居まで至らない方が多い印象だそうです。

障がいを持った方が利用できる、住宅型有料老人ホームは増加しており、利用 자체は増えていると思います。

(田代会長)

本件について、個人の意見として、家族全員で支援を受けられる施設に入りたいというより、高齢の保護者だけで障がいのある子を見ることが大変だと訴えていると推察します。そのため、相談支援事業所が世帯をみて、相談に応えることだけではなく、地域とつながり助け合うことも必要だと思います。このような個別の課題を地域の課題として話し合っていきます。

また、夏目委員から、医療的ケア児等支援部会の中の報告から意見をいただいている。障がい者生活支援センターなないろ（以下「なないろ」という。）から補足をいただきます。

(障がい者生活支援センターないしろ 高見相談員)

保健所から意見頂き、ありがとうございます。医療的ケア児等支援部会で共有させていただいて、意見を共有していきたいと思います。

(田代会長)

保健所の方も注視しているということで、必要であれば意見等も頂けると思うので、連携して進めていただければと思います。

### ◆議題3 「地域生活支援拠点等及び障がい者虐待の報告について」

(障がい者生活支援センターかすがい 的場相談員)

緊急時の受入れに関して、この期間でかすがいが介入したケースはありませんでした。

グループホーム花桃の体験事業について、令和6年度末で事業廃止になりましたが、大きな混乱はありませんでした。花桃の体験事業廃止をきっかけに、他のグループホームの体験や、緊急時に備えてショートステイの契約ができたケースが複数ありました。今後は相談に応じて、市内のグループホームと連携しながら個別に対応してまいります。

現在、緊急時登録について、関係機関と連携しながら、シミュレーション等行っています。今後もブラッシュアップしていきながら、支援につなげていきます。

(田代会長)

地域生活支援拠点とは、各市町村において、将来や緊急時に対応するため、事前に相談し安心を確保しようという事業です。

緊急時に備えて預かりの場所を確保すること、緊急時の利用のためにどのように登録をして把握をするのかが課題になっています。春日井市はグループホームの体験事業はなくなりましたが、引き続き将来に向けた体験をどのようにしていくか、各相談員や家族で相談を進めています。

次に、障がい者の虐待の通報届出状況について、事務局から御報告頂きます。

【事務局 資料 17に基づく報告】

(田代会長)

虐待件数について、山本委員から御質問いただいています。事務局から回答いたします。

【事務局 資料 17に基づく回答】

(山本委員)

虐待件数について、令和5年と令和6年を比較すると件数は減少していますが、令和4年と比較すると令和6年は倍増しています。そのため、現在の傾向と今後の課題を明示していただきたいです。

(事務局)

施設従事者虐待に関して、各事業所で虐待防止研修の実施が必須になりました。しかし、虐待防止研修の内容に基準がないため、内容が不十分であっても研修を開催したことになります。そのような事業所においては、従事者の虐待防止意識が変わらず、虐待の解消につながりません。外部の虐待防止研修の開催通知があったとしても、事業所に虐待防止の意識がなければ参加する意思すらないため、事業所ごとの虐待防止の意識の差が生じることが課題としてあります。

(田代会長)

県の運営指導に同行した際に、そういうことが散見されるということですか。

(事務局)

運営指導で散見されるというよりも、虐待の通報があった際に、虐待発生時の対応の方法や、研修内容について聞き取りをすると、虐待防止研修を実施している事業所と開催していない事業所では差があります。実際に同じ事業所に繰り返し訪問する事態も生じています。

(田代会長)

事業所ごとに差異があり、事業所ごとに意識に違いがあるということでした。そのため、日頃から虐待防止のために取り組んでいる事業所について、自立支援協議会においても取り上げていくといいと思います。虐待防止委員会とか日頃の取り組みについて、足立委員何かござりますか。

(足立委員)

虐待防止研修の案内が来た際には参加しております。昨年度本施設でも虐待通報して、1件虐待認定を受けました。やはり研修の中で通報が大切だと言われているため、まず通報しました。研修の受講者によって受け止め方が全く違うため、個別に研修を行い、年代別にセルフチェックをする等、毎年権利擁護委員会の中で検討をして、研修内容を更新しています。

ただ施設の利用者には、「障がいがあっても、やってはいけないことは注意をさせてもらう。」とお伝えしています。法律が、「障がいがあっても人として生活する」と変化しており、職員だけでなく障がい当事者の方にもこの考えを理解してもらう必要があると思うので、利用者に対しても座談会を開いてお伝えしています。これを続けることで、虐待もなくなると思います。

(田代会長)

虐待は絶対あってはならないものであるため、今後虐待防止の研修や日頃の取組が厳しくなると思います。虐待防止研修等が必須となっても、日々虐待の報道がされています。なぜ虐待が起きているのか突き詰める必要があると思います。

虐待が疑われる場合は通報をし、外部から見てもらう機会が大事だと思います。自分は虐待を絶対しないと思い込むことは間違いで、必ず芽は誰しもあります。そのため、日々話していくことが必要だと思います。虐待防止研修についても検討していかなければと思います。

養護者虐待の傾向について、しゃきょうからご報告いただきます。

(基幹相談支援センター しゃきょう 井野相談員)

夫婦喧嘩や親子喧嘩を発端に、警察から市に通報が入り、会議の中で虐待に該

当するか検討をします。虐待認定に至らなかつた場合でも、明らかに支援が必要と想定される世帯の場合は、支援者同士で検討の上で支援につながるように対応しています。通報件数は以前と比べると、全体の数が多くなっていると思います。

(田代会長)

虐待通報を受けて動いた後、その方をどのように支援し、生活を守るか検討が関係機関と連携して検討することが必要ということでした。

#### ◆議題4 「その他」

##### 【事務局 資料18及び資料19に基づく説明】

(田代会長)

資料18から、利用者数の増加及び、特にグループホームが増えていることがわかります。先ほどお伝えしたとおり、質の確保が必要だという報告でした。

資料19は、山本委員から意見を頂いたとおり、地域包括ケアシステムの協議の場と差別解消法に関わる協議の場が、自立支援協議会の中に位置づけられています。

福祉サービスの一つである地域移行支援や地域定着支援と比較すると、件数は少ないですが、資料9において、実際に基幹相談支援センターや各障がい者相談支援センターが代理でどのくらい関わっているのかを示しています。

また、山本委員から意見をいただき、精神障がいの方の福祉利用状況や、支援区分の認定結果を抜粋いたしました。山本委員いかがですか。

(山本委員)

精神保健福祉手帳を持つ人が増え続けているということを、大変懸念しております。その中で、支援につながってない方も多くいます。精神疾患に関する社会的変化が強く、当事者は引きこもり、保護者は全てを抱え込む傾向にあります。今後保護者が高齢になり、複雑・複合的な問題につながることを心配しております。むつみ会は、親が抱え込んでいるからこそ、親が元気なうちに、当事者の自

立を目指す方法で活動しておりますので、御支援をよろしくお願ひします。

(田代会長)

資料から、例えば手帳や障がい支援区分がなくても、診断によって就労系事業所を利用されている方も多いことがわかります。就労系の問題について、原委員いかがでしょうか。

(原委員)

手帳や診断がある方は自主的に相談に来ただけますが、手帳もなく、受診もされていない、いわゆるグレーゾーンの方は、就労や日常生活に関して本人や周囲の方が心配をしていないことが多い、受診をした方がよいと思われる方にどのように受診を促すかということが課題としてあります。

また、外国籍で日本語が話せない障がいの方は、どうしているのかと思っています。例えば、就労継続支援事業所に通いたい意思はあっても、日本語が話せないことを理由に事業所に通えない場合があるのではないかと思います。

(田代会長)

ハローワークの窓口においても、何かしら障がいがあると思っても、なかなか声がかけづらいことがあります、対応に悩まれているということでした。

外国籍の方の支援に関して、支援センター連絡会でも課題として上がっております。外国籍の方の対応に関して、どなたか意見ありますか。

(佐藤委員)

勤務先の小学校区においてモスクがあり、聞きなじみのない言語を母国語とする世帯が多くあります。しかも、学齢期を超えて来日された場合、お父さんは読み書きや会話ができますが、お母さんは文化の違いもあり、日本語がわからないことがあります。子どもも当初は日本語が分からぬだけと思っていても、他の子と同じ教え方しても覚えられない場合があり、その場合は軽度の知的障がいを疑います。しかし、日本語が伝わらないため知能検査ができず、どのくらいの知能があるか測れないことがあります。また、重度ではありませんが、生活に

落ちつきがない児童、人と接することが苦手だと思われる児童がおり、日常生活を送る上で、日本語のサポートだけではうまくいかない児童がいます。

そういう課題を抱える家庭に対して、本校では例えばやさしい日本語で、家族全員が協力すると理解できる文章を用意する工夫をしております。

レディヤン春日井内の国際交流ルームの存在が注目され、生活上の課題を聞き取ることが市内複数の場所でできるといいと思います。

また、相談につながらない児童については、本校では以前からなんらかの課題を抱えていると想定し、担任が保護者の方に支援を受けるようお伝えしたところ、保護者の方が支援を拒否され、学校と距離ができた世帯の方が、該当児童の素行に関する課題がきっかけで相談に繋がりました。課題がある方は、大きくなつてから突然課題が表出するのではなく、小中学校で小さな課題を抱えていたと思うため、地域の学校の時点で困りごとがあったときに信頼できる大人が近くにいる経験をしていると、困ったときに相談に行く選択が生まれると思います。

(田代会長)

学校でも対応に困っているというお話をしました。ハローワークの援助部門においても外国籍の障がい者の方に対応されていますか。

(原委員)

障がい者で外国籍となると、本人に話ができたとしても、通訳がないと面接が受けられず、お仕事の紹介に繋がらないことが課題としてあります。そのような方が雇用保険を受け終わった場合、ハローワークではその後を知ることができず、最近類似のケースが増加しているため、生活保護等になっているのかと思います。

(沢田委員)

本校は県立学校ということもあり、通訳の支援は市立の学校と比較すると少ないです。また、高等部においては、就職や福祉サービスにつなげていく中で、本人はある程度日本語を理解していても、保護者が日本語を理解できない場合は受け入れに困ることがあります。たとえ事業者や就職先の方たちの指示が理解できたとしても、本人の困った状況を相談しようと思った先の背景にある家庭に日本語

の基盤がない場合相談ができないので、受入れに課題があると言われます。その場合の対応が課題として浮上している現状があります。家族が多いと、日本語が分かるきょうだいがおり、一緒に生活している間は、その方が支援者となって、本人とその家庭全般を支えていますが、その方が家を離れた場合、その家庭の支援方法が課題になります。

相談に行っていただけるといいですが、相談に行けば良いと分かってもらえない現状があります。最近は相談をするように依頼しても、支援を拒否する家庭が増えていること感じます。

(田代会長)

言葉が通じないだけではなく、習慣や文化の壁があります。外国籍の方の対応については、支援センター連絡会においても報告が上がるため、何か話し合える場を持てるといいですね。

事務局から差別解消の内容についてご説明いただきます。

#### 【事務局 資料 19 に基づく報告】

(田代会長)

生活圏内で起きている障がい者差別についての内容でした。

最後お話頂いてない方々から一言頂いて終わりたいと思います。

(鈴木委員)

春日井市内で民生委員、児童委員の合計約 360 名で、各地域の 75 歳以上の年寄り方のひとり暮らし、中学生以下の子どもたちの見守り活動をしています。

個人情報保護の観点から民生委員には情報が入らず、どこに障がい者の方がいるか分かりません。なにか情報がありましたら、各機関と連携しながら支援をしていきたいと思います。

また、近いうちに大きな地震が来ると言われています。障がい者の独り暮らし世帯等、災害時に特に支援を必要としている方がいると思います。春日井市では災害援護者支援という災害時に民生委員が安否確認を行うという制度があります

ので、この制度を利用する方が増えるといいと思います。

(長谷川委員)

地域包括支援センターは 65 歳以上の方の相談窓口です。令和 4 年度から、重層的支援体制整備事業が始まり支援がされていますが、重層的支援体制整備事業の対象にはならない世帯でも非常に困難な世帯があります。支援困難な世帯について地域包括支援センターも関わっております。つらい相談支援があっても、支援者同士の雰囲気を大事にして会議を進めていきます。

(牧瀬委員)

私が初めて自立支援協議会に参加させていたときは、これほど活発に議論が展開されていませんでした。活発にお話し頂くことから地域課題が発見され、そこから議論することで、よりよい春日井市の福祉行政に繋がっていくと思うので、今後も貴重な意見をお寄せくださいますよう、お願いいいたします。

また、本日は話題に上がりませんでしたが、人手不足を見据えた、福祉のこれからを考える必要があると思います。2040 年のこと、将来のことを見据えた議論をする必要があると思います。

その他意見がないことを確認して閉会した。

令和 7 年 11 月 17 日

会長 田代 波広

職務代理者 牧瀬 英幹